

（平 26 . 5 . 9）  
法 D 5 - 4

# 税制調査会（法人課税 D G ⑤） 〔中小法人・公益法人等（地方税）〕

平成 26 年 5 月 9 日（金）

総 務 省

# 目 次

・中小企業に対する特別な取扱い(主なもの)[地方税].....	1
・中小法人と個人事業主との税負担率の比較(国税・地方税).....	2
・中小法人と個人事業主との税負担率の比較(地方税).....	3
・中小法人に係る地方法人課税の税率.....	4
・法人住民税均等割の税率.....	5
・法人事業税・地方法人特別税.....	6
・外形標準課税制度の概要.....	7
・外形標準課税導入に際し提案された中小法人に対する特例.....	8
・公益法人等、協同組合等に係る地方法人課税について.....	9

## 中小企業に対する特別な取扱い(主なもの)[地方税]

(単位:億円程度)

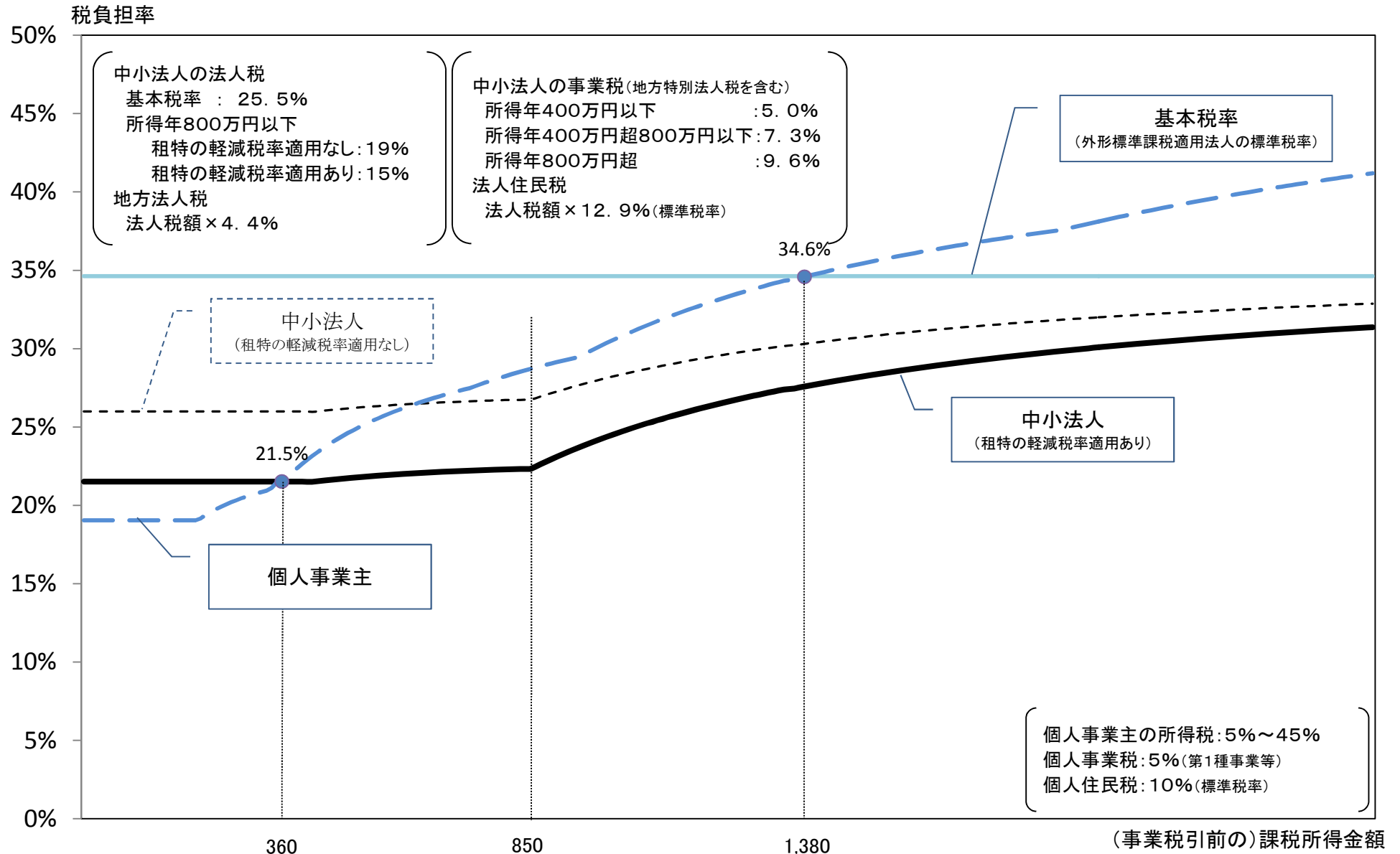
	内容	減収見込額
1. 税率	① 所得金額のうち年800万円以下の金額について、25.5%(基本税率)から19%に軽減(法人税法)	▲314 (※1)
	② 更に、時限的に15%に軽減(租特法)	▲166
2. 貸倒引当金	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可(大企業は銀行や保険会社等を除き不可)(法人税法)	
3. 欠損金関係	① 欠損金の繰越控除について所得金額の100%(大企業は80%)まで損金算入できる(法人税法)	
	② 1年間の繰戻還付が可能(大企業は不可)(法人税法・租特法)	
4. 留保金課税	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外(法人税法)	
5. 投資減税等	① 中小企業向け研究開発税制(租特法) 試験研究費の総額に係る税額控除の割合について、大企業の場合(8~10%)より高い12%を適用。	▲37
	② 中小企業投資促進税制(租特法)	▲247
	③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(租特法)	▲93 (※2)
	④ 少額減価償却資産の特例(租特法)	▲130

(注) 減収見込額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成24年度)を基に試算した減収額(実績推計)。ただし、

※1の法人税法に基づく税率の軽減については、軽減されている税率割合に基づいて試算を、

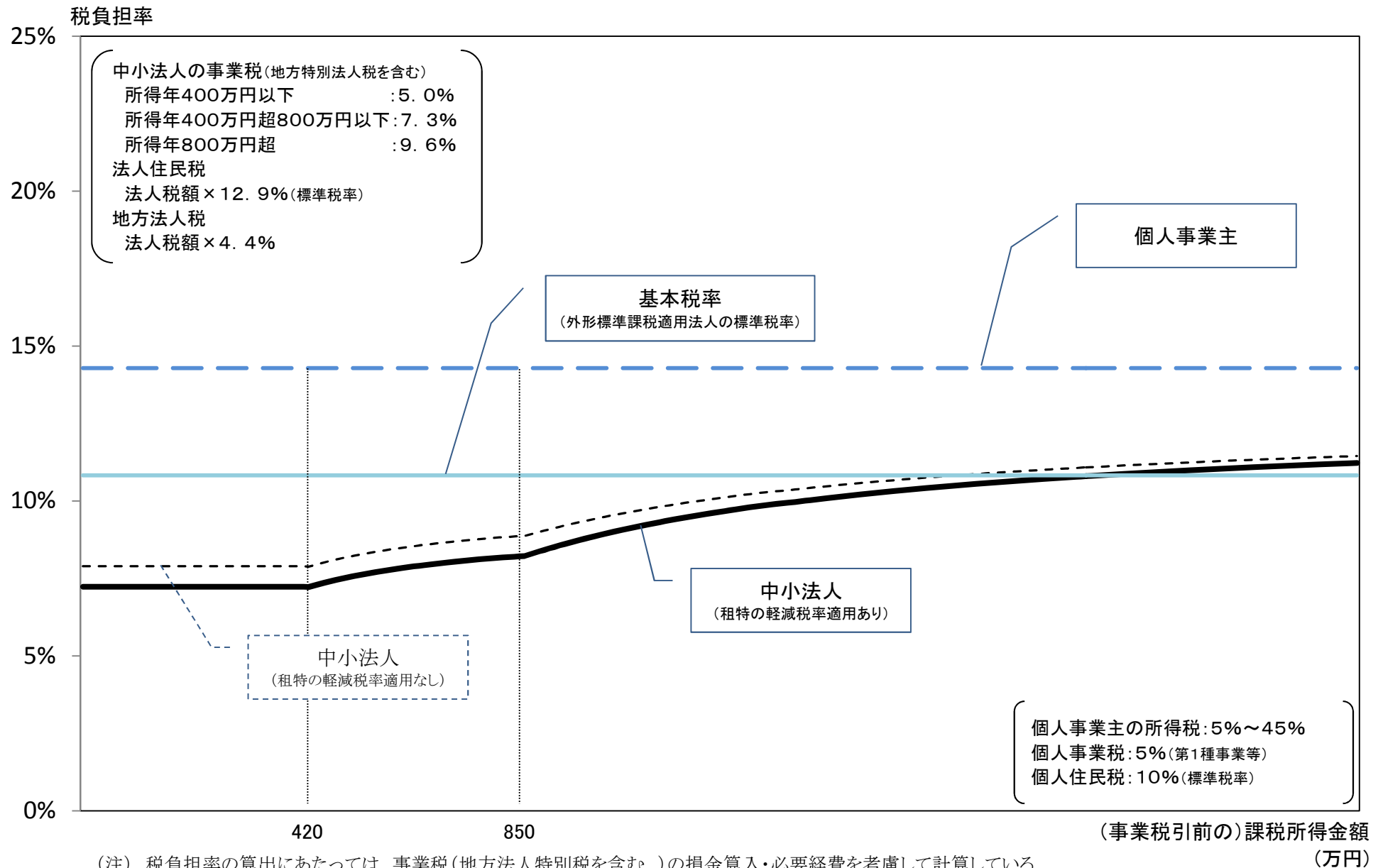
※2の「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」については、25年度改正において創設したものであり、改正時の改正減収見込額を記載している。

## 中小法人と個人事業主との税負担率の比較（国税・地方税）



（注）税負担率の算出にあたっては、事業税（地方法人特別税を含む。）の損金算入・必要経費を考慮して計算している。  
 均等割は考慮していない。

## 中小法人と個人事業主との税負担率の比較（地方税）



## 中小法人に係る地方法人課税の税率

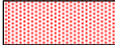
法人事業税	課税所得	800万円超	400万円超 800万円以下	400万円 以下
	中小法人 (資本金1億円以下)	9.6%	7.3%	5.0%
				} 軽減税率
<b>【参考】</b>				
法人事業税	外形標準課税対象法人 (資本金1億円超)	7.2%		
<p>※ 中小法人で3以上の都道府県に事務所等を設け、かつ、資本金1,000万円以上であるものについては、軽減税率の適用はなく9.6%の税率が適用される。</p> <p>※ 外形標準課税対象法人で2以下の都道府県のみ事務所等を設けているものについては、課税所得400万円超800万円以下については5.5%、400万円以下については3.8%の軽減税率が適用される。</p> <p>※ 外形標準課税対象法人には、別途、付加価値割及び資本割が課される。</p> <p>※ 税率は地方法人特別税を含む。</p>				
法人住民税 法人税割	<p style="text-align: center;"><b>法人の規模にかかわらず、一定の税率</b></p> <p>※ 課税標準が法人税額のため、法人税(国税)の軽減税率(資本金1億円以下法人の年800万円以下の所得について、租特適用後で15%)の影響を受ける</p>			
法人住民税 均等割	資本金等の額及び従業者数に応じた税率 (次頁)			

## 法人住民税均等割の税率

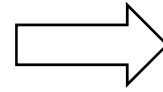
道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	

# 法人事業税・地方法人特別税

 : 外形課税部分

[26年度改正前]



[26年度改正後(現行)]

【外形対象法人】

2.2兆円

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人 特別税 0.9兆円

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.6兆円

【中小法人等】

1.4兆円

事業税 所得割 0.8兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
---------------------	----------------------

事業税 所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.4兆円
---------------------	----------------------

【収入金額  
課税法人】

0.3兆円

事業税 収入割 0.2兆円	地方法人 特別税 0.1兆円
---------------------	----------------------

事業税 収入割 0.23兆円	地方法人 特別税 0.07兆円
----------------------	-----------------------

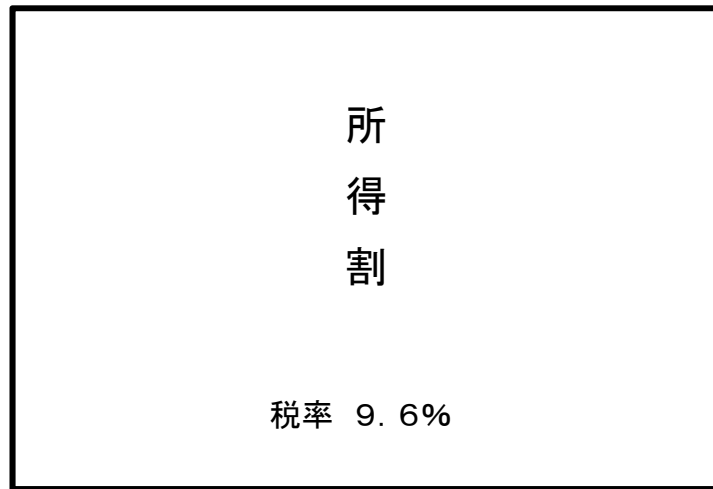
※ 税収は平成24年度決算ベース



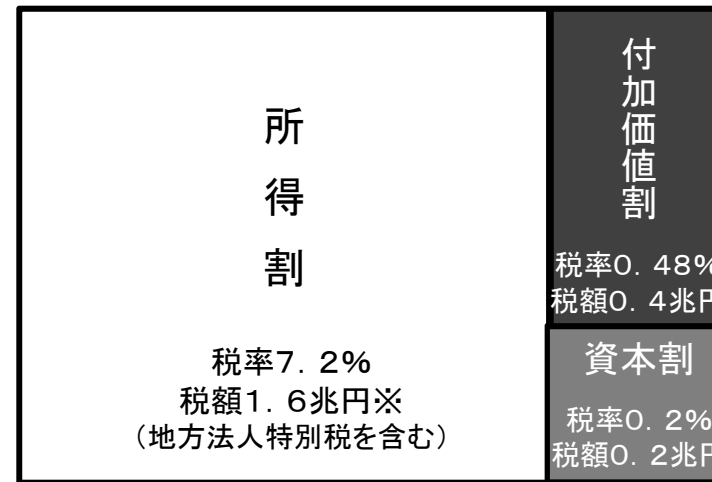
# 外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計〕  
2  
…  
1

〔制度創設時の設計 3 : 1〕

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[ \begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

資本金等の額

$$= \left[ \begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

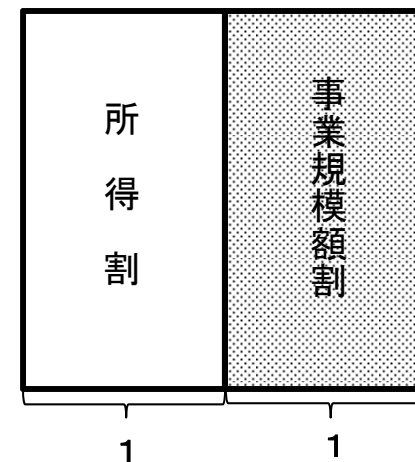
## 外形標準課税導入に際し提案された中小法人に対する特例

### 自治省案(H12)

所得割の2分の1を事業規模額割に移行

#### 【中小法人に対する特例】

- ・ 中小法人に係る事業規模額割の税率を1.0%に軽減（大法人は1.6%）
- ・ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、超えた分を収益配分額から控除（雇用安定控除、大法人の場合は85%）
- ・ 資本金1,000万円未満の法人については、事業規模額を算定することなく、「簡易事業規模額」（年480万円、税額年4.8万円）を選択可
- ・ 赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業について、徴収を最長で6年間猶予
- ・ 外形標準課税は段階的に導入（当初3年間1/4→4年目以降1/2）  
中小法人は大法人より2年遅れて導入開始



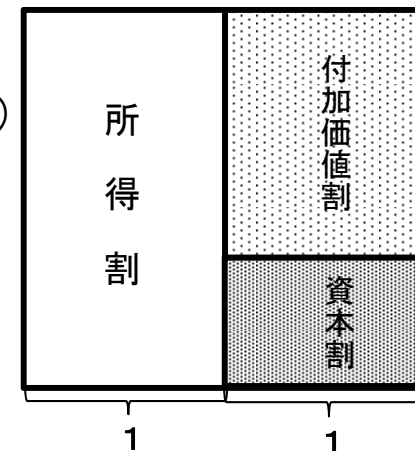
### 総務省案(H13)

所得割の2分の1を付加価値割、資本割に移行

大法人、中小法人とも同一税率（付加価値割 0.66%、資本割 0.48%）  
雇用安定控除の設定はなし

#### 【中小法人に対する特例】

- ・ 資本金1,000万円未満の法人については、簡易外形税額（年4.8万円）を選択可能
- ・ 徴収猶予、段階的導入、中小法人への導入時期は自治省案と同様



# 公益法人等、協同組合等に係る地方法人課税について

※ 税率は、平成26年度  
改正後の標準税率。

		公益法人等・人格のない社団等	特別法人																										
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益法人等：法人税と同様</li> <li>・ 人格のない社団：法人格のない社団・財団で代表者等の定めがあり、かつ収益事業を行うもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協同組合等（法人税と同様）及び医療法人</li> </ul>																										
<b>法人事業税</b> （地方法人特別税を含む）		収益事業のみ	全ての事業 ※ 但し、医療法人については社会保険診療に係る部分は実質非課税																										
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>【税率】</b></td> <td style="width: 45%;">所得の</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>400万円以下</td> <td>5.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>400万円超800万円以下</td> <td>7.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>800万円超</td> <td>9.6%</td> <td></td> </tr> </table>	<b>【税率】</b>	所得の				400万円以下	5.0%			400万円超800万円以下	7.3%			800万円超	9.6%		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>【税率】</b></td> <td style="width: 45%;">所得の</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>400万円以下</td> <td>5.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>400万円超</td> <td>6.6%</td> <td></td> </tr> </table>	<b>【税率】</b>	所得の				400万円以下	5.0%			400万円超
<b>【税率】</b>	所得の																												
	400万円以下	5.0%																											
	400万円超800万円以下	7.3%																											
	800万円超	9.6%																											
<b>【税率】</b>	所得の																												
	400万円以下	5.0%																											
	400万円超	6.6%																											
<b>法人 住民税</b>	<b>法人 税割</b>	収益事業のみ ※ 但し、社会福祉法人、更生保護法人並びに学校法人等については、収益事業による所得の9割以上を本来の事業に充当する場合には、収益事業には含めない。	全ての事業																										
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 45%; text-align: center;">法人税額の</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td><b>【税率】</b></td> <td>都道府県</td> <td>3.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>9.7%</td> <td></td> </tr> </table>		法人税額の			<b>【税率】</b>	都道府県	3.2%			市町村	9.7%		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 45%; text-align: center;">法人税額の</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td><b>【税率】</b></td> <td>都道府県</td> <td>3.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>9.7%</td> <td></td> </tr> </table>		法人税額の			<b>【税率】</b>	都道府県	3.2%			市町村	9.7%			
		法人税額の																											
<b>【税率】</b>	都道府県	3.2%																											
	市町村	9.7%																											
	法人税額の																												
<b>【税率】</b>	都道府県	3.2%																											
	市町村	9.7%																											
	<b>均等割</b>	<b>【税率】 最低税率</b> （都道府県2万円 市町村5万円） ※ 但し、日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人等については、収益事業を行わない場合には、非課税とする。	<b>【税率】 資本金等の額及び従業者数の規模に応ずる税率</b>																										
（参考） <b>地方法人税</b>		収益事業のみ <b>【税率】</b> 法人税額の4.4%	全ての事業 <b>【税率】</b> 法人税額の4.4%																										